

令和5年度第2回 札幌市アイヌ施策推進委員会

議 事 録

日 時：2023年10月31日（火）午前10時開会
場 所：か で る 2 ・ 7 7 3 0 研 修 室

出席者：委員 9名

松久委員長、阿部委員、太田委員、田澤委員、多原委員、本田委員
八代委員、結城委員、渡邊委員

札幌市 市民生活部長、アイヌ施策課長、企画係長ほか

1. 開 会

○松久委員長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和5年度第2回札幌市アイヌ施策推進委員会を開催します。

初めに、事務局から事務連絡などについてお願いします。

○事務局（大屋アイヌ施策課長）

初めに、配付資料を確認させていただきます。

お手元に5種類の資料を配付させていただいております。

次第、資料1、資料2、委員名簿を配付させていただいております。

のちほど、多原委員提供資料を追加配付させていただきます。

続きまして、委員会の成立について確認させていただきます。

札幌市アイヌ施策推進委員会規則第4条第3項におきまして、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができないものとされておりますが、本日は、委員10名のうち、栗原委員を除く9名の委員にご出席いただいておりますので、会議が成立しておりますことを報告させていただきます。

続きまして、9月1日付で金澤委員から太田和幸委員に交代しておりますので、ご挨拶いただきます。

○太田委員 おはようございます。

札幌市立月寒中学校校長の太田と言います。

まず、前任の金澤校長から伝言を言づかっております。年度途中での交代ということになり、大変ご迷惑をおかけしますが、これまでの会議等でたくさんご示唆をいただき、ありがとうございました、皆様によろしくお伝えくださいという伝言がありましたので、お伝えさせていただきます。

私は、金澤校長とともに中学校の社会科の教員をずっと続けてきまして、札幌市の中学校教員として32年目を迎え、今年の4月から月寒中学校の校長として赴任しております。

これまで、いろいろなところでアイヌ文化等を授業で扱ってまいりまして、この30年間で大きく取扱いが変わってきておりますが、まだまだ学校として努力しなければならないところがあると感じております。

私は、教育のほんの狭い世界しか知りませんが、ここの委員の皆様のご知見に触れながら、学校としての活動の幅を広げることに尽力してまいりたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（大屋アイヌ施策課長）

本日も、委員の皆様から忌憚のないご意見をいただきますようよろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

2. 議 事

○松久委員長 それでは、次第に従い、議事に入りたいと思います。

本日の議題は、次期アイヌ施策推進計画です。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（中山事業調整担当係長） おはようございます。

アイヌ施策課事業調整担当係長の中山と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、私から、資料1及び資料2に基づき、次期アイヌ施策推進地域計画、第2次札幌アイヌ施策実施プラン素案についてご説明させていただきます。

初めに、素案の概要及び今後の策定スケジュールについてご説明いたします。

資料1をご覧ください。

第2次札幌市アイヌ施策実施プラン素案の概要をご説明いたします。

まず、1の計画期間ですが、令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）の5か年間計画としております。

次に2の目標ですが、アイヌ施策推進法や第2次札幌市アイヌ施策推進計画の基本理念等を踏まえ、アイヌ伝統文化を保存・継承・振興するとともに、アイヌ民族の歴史や伝統文化に対する市民の理解を深めることなどにより、アイヌ民族の誇りが尊重されるまちの実現を目指します。

3では、地域における主な課題を取り上げております。

一つ目は、アイヌ民族の歴史や文化について、市民の関心は高まりつつあるものの、十分に理解が進んだとは言えない状況にあるということ、二つ目は、高齢化などによりエカシやフチが有する貴重な知識や経験が失われていく恐れがあること、三つ目は、アイヌ文化の保存・継承等の活動拠点の一つである札幌市共同利用館が老朽化や狭隘などの理由により多様な活動に対応することが難しくなっていること、この三つが主な課題と捉えているところです。

続きまして、4の国の重点事項です。

こちらは、高齢者、エカシ・フチの豊富な人生経験が尊重された地域の共生社会づくりを目的とした事業を実施することとなっております。

以上の3と4を踏まえまして、このたび、第2次札幌市アイヌ施策実施プランの素案を作成したところでございます。

続きまして、5の次期計画における事業でございます。

既存事業については、いずれの事業も継続して実施する予定です。

新規事業については、6月の委員会で今後検討していくものとして提示しました13の事業について、予算や関連事業との調整の観点から、市の関係部局等と協議を行いました結果、表に記載の11事業について、事業化に向けて調整を行っているところでございます。

このうち、5番のミナパのリフレッシュについては、現在計画されている札幌駅南口再開発事業との調整が必要となることから、この事業の方向性が固まった段階で次期計画に

追加する予定としております。

8番のアイヌ文化交流センター送迎バスの運行については、事業内容のより詳細な検討が必要でありますことから、素案の中では調整中とさせていただいているところです。

また、11番の共同利用館後継施設の整備についても、部会において引き続きご議論いただく必要があることから、現時点では調整中とさせていただいております。

次に、次期計画期間内で状況を確認しつつ再検討するものとなっている2事業についてご説明いたします。

アイヌ文化交流センターの各種媒体を活用した施設PRと大型看板の設置については、いずれもアイヌ文化交流センターの認知度向上のために実施したいと考えている事業でございますが、予算の観点から、財政当局との調整が整っていないため、次期計画期間内で状況を確認しつつ、再検討するものとさせていただいております。

次に、6の事業費・事業スケジュールです。

こちらについては、事業費の詳細や事業の実施年度について、より詳細な検討や調整が必要となることから、素案では調整中とさせていただいております。

最後に、7の次期計画の策定スケジュールについてご説明いたします。

令和5年11月中旬に次期計画の案を国に提出する予定です。

その後、11月下旬から令和6年1月まで、国と札幌市の間で次期計画案の内容調整をいたします。

令和6年2月に次期計画の申請を行いまして、令和6年2月中旬から下旬にかけて次期計画の内容調整、3月上旬から中旬ごろに国から次期計画の認定を受ける予定となっております。

そして、年度明けの令和6年4月には次期計画に基づく令和6年度交付金の交付決定がなされる予定となっております。

素案の概要については、以上でございます。

引き続き、資料2、次期アイヌ施策推進地域計画素案について説明させていただきます。

この地域計画については、国から様式が示されており、その項目に沿って記載しております。

また、内容につきましては、令和3年3月に策定しました第2次札幌市アイヌ施策推進計画や、これまでの市民の皆様へのアンケートを含めて、関係の方々からいただいたご意見を踏まえて作成しているところです。

素案の概要と重複するところもございますが、順に説明させていただきます。

まず、1の計画の名称については、第2次札幌市アイヌ施策実施プランとしております。

2の計画主体については割愛させていただきます。

次に、3の計画の目標（1）地域におけるアイヌ文化等の現状及び課題についてご説明いたします。

現状については、札幌アイヌ協会様のほか、複数のアイヌ関連団体により、アイヌ伝統

的儀式の実施・再現、古式舞踊の披露、伝統的作物の栽培などの様々な保存・伝承等の活動が行われていること、札幌市として、第2次札幌市アイヌ施策推進計画を策定し、アイヌ民族の誇りが尊重されるまちの実現を目指して、ご関係の皆様と協力しながら、様々な施策を推進していることを記載しております。

課題については、先ほどの概要でも説明いたしました3点を記載しております。

一つ目は、各種取組により、アイヌ民族の歴史や文化について、市民の関心は高まりつつあるものの、十分に理解が進んだとは言えない状況にあるということです。

二つ目は、保存・伝承活動の担い手が不足している状況にある中、これまでアイヌ伝統文化を担ってきた方々の高齢化などにより、エカシ、フチの皆様の高齢な知識や経験が失われていく恐れがあるということです。

三つ目は、この委員会でもご審議いただいておりますが、札幌市共同利用館が老朽化や狭隘などの理由により多様な活動に対応することが難しくなっているということです。

この第2次札幌市アイヌ施策実施プランでは、ご関係の皆様との連携により、これらの課題解決を目指していくことにしているところです。

アイヌ関連団体及びアイヌ民族関連施設については割愛させていただきます。

(2) 計画の目標については、アイヌ施策推進法や札幌市の推進計画の目標に沿いまして、アイヌ伝統文化を保存・継承・振興するとともに、アイヌ民族の歴史や伝統文化に対する市民の理解を深めることなどにより、アイヌ民族の誇りが尊重されるまちの実現を目指すこととしております。

次に、(3) 数値目標についてご説明いたします。

アイヌ施策推進法に基づく事業の分類ごとに、K P I、重要業績評価指標と呼ばれる主要な事業の評価指標をそれぞれ掲載することとされております。

具体的には、実施する事業の結果、どういう成果を目指すのかということについて、毎年度、業績を確認していくというものでございます。

その結果、目標値と事業の結果に乖離があった場合は、事業内容について修正を検討するというものでございます。

このK P Iの項目については、現在の計画のものを引き続き採用したいと考えております。

まず、アイヌ文化の保存又は継承に資する事業の数値目標といたしましては、自然素材の栽培やアイヌの民具づくりなどの体験交流を行っているイオル事業の体験交流事業参加者数を設定しており、年間125人と設定したいと考えております。

計画上の募集定員を150人と想定しておりますが、例年生じる募集後の若干の欠員も加味して設定しております。

続きまして、アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業の数値目標としては、刺しゅうや木彫りの体験、歴史・文化の講座などを行っているアイヌ文化体験講座の参加者数を設定しており、年間240人として設定したいと考えております。

現在の計画の指標には、文化継承者向けの講座60人が含まれておりますが、この事業の目的は一般の方のアイヌ文化への理解促進であるため、文化継承者向けを除いた一般向けの講座の人数で設定しております。

次に、観光振興、産業振興に資する事業の数値目標として、まず、アイヌ文化交流センターの来館者数を設定しており、令和10年度で6万5,000人と設定したいと考えております。

現在の計画では、令和5年度に6万2,000人を設定しておりますが、コロナの影響や、ウポポイが開設したことに伴う利用者の分散などの影響により、昨年度の来館者数は2万8,000人余りとどまっているところでございます。

センターの魅力向上などにより、目標の達成を目指してまいりたいと考えております。

次に、ウポポイ・ピリカコタン周遊バスツアー参加者数を設定しており、こちらは年間1,000人と設定したいと考えております。

次に、アイヌ工芸品販売会購買者数です。

先日、一部報道にもございましたが、地下鉄大通駅にございます大通情報ステーションが今年度中に閉鎖される予定となっており、この跡地に、現在サッポロファクトリー内にある札幌市アイヌ文化PRコーナーを移設し、このコーナーの中でアイヌ工芸品の常設販売を行う予定となっております。

令和6年10月に開設する予定で調整を進めており、この購買者数として令和10年度で年間6,000人と設定しております。

最後に、地域内及び地域間の交流並びに国際交流の促進に資する事業の数値目標として、小・中・高校生を対象として行っている体験プログラムの参加学校数を設定しており、この参加学校数を年間130校と設定したいと考えております。

続きまして、4のアイヌ施策の推進に必要な事業に関する事項でございます。

新規事業の掲載部分を中心に説明させていただきます。

4-1のアイヌ文化の保存又は継承に資する事業については、先ほどの数値目標で説明いたしましたイオル事業と、アイヌ関連団体の取組に対する補助金事業を掲載しております。

4-2のアイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業については、アイヌ伝統文化振興事業の四つ目に、市民や観光客にアイヌ文化を身近なものと感じてもらうため、各地域におけるアイヌ語由来の地名を紹介する看板等の設置を記載しております。

次に、アイヌ民族の歴史や文化についての理解促進のためのパネル展や講座の開催、生活相談事業の周知等を実施する人権啓発事業を新たな事業項目として記載しております。

4-3の観光の振興その他の産業の振興に資する事業については、アイヌ文化交流センターリフレッシュ事業の一つ目に庭園リニューアルを盛り込んでいきたいと考えております。

また、四つ目には、アイヌ文化交流センターホームページのリニューアルをウェブサイ

トの見直しとして掲載しております。

また、五つ目には、調整中ですが、アイヌ文化交流センター送迎バスの運行の記載を予定しております。

次に、アイヌ文化関連の観光プロモーション事業については、二つ目にアイヌ文化を学ぶ市内バスツアーを新たな事業項目として記載しております。

次に、アイヌ文化のブランド化推進事業については、先ほどの数値目標で説明しました販売会のほか、ブランド化に向けたプロモーション活動を記載しております。

4-4の地域内若しくは地域間の交流又は国際交流の促進に資する事業についてです。

まず、三つ目に、アイヌの高齢者、エカシ・フチの知識・経験記録事業を記載しております。また、札幌市共同利用館後継施設整備事業についても、四つ目に記載を検討しております。次に、先ほど4-2の部分においても記載しましたが、生活相談員や教育相談員についてステッカー等で周知する生活相談事業等の周知事業を新たな事業項目として五つ目に記載しております。

次に、5の計画期間でございます。

先ほど概要でも申し上げましたが、計画期間は最大5年間と決まっておりますことから、令和6年度から令和10年度の5か年、アイヌ施策推進地域計画の認定日から令和11年、2029年3月31日までとしております。

次に、6の法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費でございます。

交付金に関しましては、職員費や施設の維持管理費、補助金などが対象外とされております。このため、札幌市が5年間で行う事業のうち、これらを除いた交付金を充てて行う事業について、交付金における事業分類ごとに分けたものでございます。

なお、事業費については、さらなる精査が必要となることから、現在は調整中とさせていただきます。

続きまして、7のアイヌ施策推進地域計画が法第10条第9項各号に掲げる基準に適合すると認められる理由についてでございます。

こちらについては、目標の達成に向けた各事業の必要性や、事業が確実に実施される見込みである旨を述べる部分となりますので、ここでは説明を割愛させていただきます。

次に、8の目標の達成状況に係る評価に関する事項でございます。

(1) 評価の手法ですが、先ほどご説明させていただきましたそれぞれの数値目標について、実績値を公表するとともに、本委員会の場において、目標の達成状況等の検証を行わせていただきたいと思いますと考えております。

(2) 評価の時期及び内容については、毎年度3月末時点の数値目標の達成状況につきまして、毎年度、5月から6月頃に本委員会による効果検証を行いたいと考えております。

次に、9の法第10条第4項に規定する事業の実施により採取する林産物の種類、当該林産物を採取する場所、当該事業の必要性その他の内閣総理大臣が必要と認める事項につ

いてでございます。

アイヌ施策推進法では、国有林における林産物の採取に関する特例措置が設けられています。

この特例措置を活用するためには、アイヌ施策推進地域計画で所定の事項を定め、国の認定を受ける必要があります。

現在の計画でも、この特例措置に関する項目を定めており、令和5年度から国有林野での林産物の採取が認められているところでございます。

国有林野での採取については、令和6年度以降の採取継続のご希望をいただいていることから、引き続き、石狩森林管理署との協議により契約更新を行っていきたいと考えております。

最後になりますが、10の内水面さけ採捕事業を実施する期間、当該内水面さけ採捕事業に使用する漁具その他の内閣総理大臣が必要と認める事項ですが、現時点では、これに係るご要望がございませんので、なしとさせていただきます。

私からは以上でございます。

○松久委員長 事務局から、次期アイヌ施策推進計画について説明していただきました。

委員の皆様からご質問やご意見などお願いできますでしょうか。

○阿部委員 今、説明をいただきましたが、本当に素晴らしい内容にさせていただいて、心から御礼を申し上げたいと思います。

私たちの先輩、北海道アイヌ協会、札幌アイヌ協会は、アイヌ民族に関する法律案について北海道ウタリ協会総会で決議し、札幌市、北海道、国に要望してきた経緯がございます。

私たちは、6項目にわたるアイヌ新法案ということで活動を続けてきたわけですが、現実問題として、私たちのことになかなか関わってこないのです。

実際に文化のことや博物館など、いろいろなことをたくさんやっただけなんですけれども、私たちは、アイヌ新法案で、2,000世帯の人たちが募金をしてくれて、国、北海道、そして全国で動いて、アイヌの人を助けてくださいということを、また国民が理解するような政策をお願いしますと言ってきた過去があるわけです。

その根本は、子どもの教育なのです。子どもについては、幼稚園から大学まで何とか援助していただきたいということです。

2点目は、お年寄りの問題です。お年寄りには、ちゃんとした仕事に就くことができなかった、あるいは年金を納めることができなかったということで、年金ももらえないで大変な状況にあるので、老人対策をお願いしたいということです。仕事として、農林業対策ということも含めてお願いしたいということを要望してきたわけです。

特に、私たち札幌アイヌ協会は、私たちの先輩がこのことを訴えて、大通公園、札幌駅前デモをして、国会にまで行ってデモをしながら運動を続けてきたわけです。確かに、国立博物館もできて、いろいろなことでアイヌ文化を国民に広めていただけているのは本

当にありがたいのですけれども、今でも、差別に悩み、あるいは、仕事がなく、学校へ行けなくてということがあります。

住宅対策にしても、アイヌに対する住宅新築資金の貸付事業はこれだけだといって2%の金利でやっているけれども、今は市中金利のほうが安くなっているのです。ですから、前の理事長がいた帯広市では、もう10年近く前になりますが、これを1%に下げるという政策を帯広市でやってるわけです。

やはり、そういうことを考えてもらいたいということもあるわけです。

また、子どもの進学奨励費についても、アイヌについては、大学を卒業して就職したときに、親と本人の初任給を合わせて750万円以下だったら返還は免除するという申請ができたのです。ところが、日本国内で、なぜアイヌにだけそんなことをするのだ、日本育英会という制度があるのだから、同じようにやれよということを言われて、最終的に北海道もそれを受け入れたのです。そうすると、本人が就職して仮に300万円と言われたら、お父さんとお母さんの収入を合わせたら、みんな免除申請ができなくなってしまったのです。ですから、今は大学の資金を借りられない、子どもたちは大学へも行けない、こういう状況があるのです。

お年寄りについても、働けないから年金もないです。そういう大変な状況だから助けてやっていただきたいということは法律案の6項目の中にも書いてあるのです。私たち札幌アイヌ協会としても、老人ホームをつくってもらいたいということはもう20年も30年前から訴えているのです。

ぜひ、札幌市にこれだけすばらしい計画があるのは分かるのですけれども、私たちのアイヌ新法に対することは今でも言われます。だから、アイヌ協会に入っても、会費だけを取られて、何のメリットもない、子どものことも、年寄りのこともやると言っていたのに、何もしないではないかと、私は今でも本当にいろいろな方から怒られております。

ですから、計画をつくっていただけるのはありがたいのですけれども、ぜひ私たち札幌アイヌ協会のメンバーも入れていただいて、こういう話を聞いて検討していただいて、これからも進めていただきたいというお願いでございます。

○松久委員長 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

○多原委員 札幌市の次期計画について、調整中のものと書かれています。3番に差別や人権侵害の解消に向けた取組とあります。差別や人権侵害の解消に向けた取組を札幌市も様々考えておられるのですが、今、早急にしていただきたいことがございますので、先ほど皆様に配布したものを読ませていただいてもよろしいでしょうか。

○松久委員長 はい、どうぞ。

○多原委員 「2023年10月31日。

アイヌ民族の人権擁護、差別・ヘイトスピーチに関する要望。

多原良子。

アイヌ民族の人権擁護、差別・ヘイトスピーチの根絶は行政責任。

2023年9月7日、杉田水脈衆議院議員（現在）による多原良子らに対する『コスプレおばさん』等のヘイトスピーチが、札幌法務局によって『人権侵犯』と認定されました。

この『コスプレおばさん』という表現の意図は、『アイヌ民族でないものがアイヌ衣装を着ている』という意味であり、アイヌをアイヌと認めない『アイヌ民族は存在しない』というヘイトスピーチです。

アイヌ施策推進法では、こうしたヘイトスピーチを『第四条 何人も、アイヌの人々に対して、アイヌであることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。』と規定して禁止し、参議院附帯決議では第4項で『アイヌの人々に対する差別を根絶し、アイヌの人々の民族としての誇りの尊重と共生社会の実現を図るため、アイヌに関する教育並びにアイヌへの理解を深めるための啓発及び広報活動の充実に向けた取組を推進すること。あわせて、本法第四条の規定を踏まえ、不当な差別的言動の解消に向けた実効性のある具体的措置を講ずること。』とあります。このようにヘイトスピーチの根絶は、言うまでもなく行政の責任であると考えます。最も身近な自治体がその実態を把握し、施策と措置を行うべきです。

しかるに、現状ではアイヌ民族に対するヘイトスピーチを規制する施策は何もなく、されるがままに放置されており、ヘイトスピーチへの対応は個人で人権救済の申し立てを行う以外にありません。この制度は、被害者当事者個人の申請によって行わなければなりません。差別者・差別者集団に個人で立ち向かうことを強いられ、また、その調査の過程は再びその憎悪に満ちた差別と直面させられて、『セカンドレイプ』同様に強い精神的ストレスとなりトラウマとなります。新たなヘイトスピーチのターゲットとなる危険があります。こうした負担の大きい取り組みができる被差別当事者はほとんど存在しません。事実上、アイヌヘイトに被害者が泣き寝入りし、放置されているのが現状です。

今回、私の人権救済申し立てに対して、札幌法務局が『人権侵犯』と認定したことは、アイヌ民族に対するヘイトスピーチを規制する社会規範が初めて示された重要な認定です。

しかし、こうした差別を被差別当事者の勇気と犠牲でしか対応できないということは、行政の不作为であり、責任を放棄していると言わざるを得ません。

そこで、アイヌをアイヌとして認めないことが『人権侵犯』と認定された、いま、多くのアイヌ民族住民を抱える札幌市としてアイヌヘイトを許さず、アイヌ民族の人権を擁護する責任をはたすべく①アイヌ差別・ヘイトスピーチの実態調査を行ない把握すること。②アイヌ差別の相談窓口を設置し、アイヌ差別に関する研修を受けた職員を配置すること。③罰則付きのヘイトスピーチ禁止条例を制定すること、この3点を実行することを要望致します。」。

「資料」と書かれたもの、これも読んでよろしいでしょうか。

○松久委員長 はい、どうぞ。

○多原委員 読ませていただきます。

「アイヌ差別に対する相談体制をつくること。

①札幌市はアイヌ民族に対するヘイトスピーチなどの調査はしておらず、実態を把握していない。札幌市の教育相談員や市への電話相談等の相談の集約、またSNS上のヘイトスピーチの調査を行うなど実態調査を行なうこと。

②アイヌ民族差別、ヘイトスピーチに対する相談窓口を設置すること。アイヌ民族差別に関する研修を実施し、担当職員とすること。

ヘイトスピーチ禁止条例を制定すること。

①司法の動向。

京都朝鮮学校公園占拠抗議事件。『在特会』が2009年12月～2010年3月にかけて3回同校周辺でヘイトスピーチを繰り返して襲撃。一審判決では人種差別撤廃条約に照らして「人種差別」にあたると判断。京都地裁は『条約の責務に基づき、人種差別行為に対する効果的な救済措置となるような額（損害賠償）にすべきだ』『団体の街宣活動で、子供たちや教職員は恐怖を感じ、平穏な授業を妨害された。街宣活動は著しく侮蔑的、差別的な発言を伴うもので人種差別撤廃条約で禁止された人種差別である』として『在特会』に1200万円余りの支払いと学校周辺での情宣を禁止した。司法の場で人種差別撤廃条約が判断の根拠とされている。

2023年6月28日、『全国部落調査』裁判において、原告がプライバシー権、名誉権、差別されない権利、部落解放同盟が業務を円滑に行う権利を求めていたが、東京高裁はプライバシー権、名誉権、差別されない権利を認める判決をだした。一審では差別されない権利は認められていなかった。東京高裁は、個人の尊重を保障した憲法13条や法の下での平等を定めた同14条の趣旨に鑑み、『人には差別を受けずに平穏な生活を送る人格的権利があり、法的に保護される』と判断。初めての『差別されない権利』の認定。

2023年10月20日、横浜地裁川崎支部は、匿名ブログで『日本国に仇なす敵国人め。さっさと祖国に帰れ』と投稿した『在日コリアン』に対するヘイトスピーチに対して、『帰れ』はヘイトスピーチ解消法に定める差別的言動に当たり、憲法13条で保障される人格権を侵害する違法なものと認定。『帰れ』という書き込みに110万円。『差別の当たり屋』『被害者ビジネス』という記載については侮辱に当たるとして84万円、計194万円の損害賠償を命じた。

この案件は、法務局から『人権侵犯』の認定を受けた後でもヘイトスピーチを繰り返した差別者に罰則を与えたものだ。

②ヘイトスピーチ禁止条例。

ヘイトスピーチを禁止する条例として、『川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例』（2018年12月16日川崎市条例第35号）がある。

この条例では、ヘイトスピーチに対して罰則規定があり、条例制定後、川崎でのヘイトスピーチはほとんどなくなったと言われている。

また神奈川県相模原市の人権施策審議会の答申では、『①障害者大量殺傷事件』『やまゆ

り園事件』をヘイトクライムとして前文に盛り込む。②悪質な差別言辞を禁止し、勧告、命令を経ても止めない場合は公表対象として、著しく悪質なものは秩序罰（過料）または行政罰（罰金など）を科す。③差別的言辞の対象を人種・民族・国籍・障害・性的志向、性自認、出身（被差別部落など）とする。④差別事件発生時には市長が速やかに『非難声明』を出す。⑤一定の独立性を持つ専門的第三者機関として『相模原市人権委員会』を設置する。⑥委員会は被害者救済のための調査や調整、加害者への説示、差別解消のための調査・審議、市による差別禁止措置の各段階のチェックを行うなど』が内容となっている。

ヘイトスピーチの規制には、罰則規定が不可欠だ。

札幌市においても、こうした罰則規定の入ったヘイトスピーチ禁止条例の制定の措置が取られることを強く求めます。

③ヘイトスピーチの実態。

昨年11月30日の塩村あやか議員の予算委員会での杉田水脈議員のヘイトスピーチを追及直後の11月30日～12月5日の間にオリジナルで658のヘイトスピーチが多原良子らアイヌ民族に浴びせかけられた。

それらを札幌法務局に人権救済の申し立てを行い、1日最大5時間、5日間の調査を受け、現在、法務省本庁で13グループにおいて検証されている。すでに5グループまでの検証が終わり、削除要請するヘイトスピーチ(人権侵犯)の文言が多原に伝えられている。」

今読みましたように、ぜひ札幌市アイヌ施策推進委員会においてもご理解をいただき、札幌市に、ヘイト、アイヌ差別に関する禁止条例、施策を一日も早く策定していただくようお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○松久委員長 阿部委員、多原委員からこのようなご要望が出ているということに、札幌市としてもご留意いただければと存じます。また、多原委員からのご要望は、人権問題に関する事柄ですので、もし札幌市に本委員会とは別にそれを扱う組織などがございましたら、そこにこういうご意見が出たことをつないでいただければと存じます。

ほかにありませんでしょうか。

○結城委員 この文言を見させていただくと、私たちアイヌは、全員、本当に自然のことや伝統的な生活を続けているようなイメージを受けるのですが、実際には、北海道と名前がついてから150年、私たちは、日常的に狩りをする生活でもなし、自然採取をする生活でもなし、今おっしゃられた差別や人権とぶつかり合って、自らがアイヌと名乗ることさえもつらいような事態が繰り返されてきたのです。

伝統的な生活というイメージで語られることはとても光栄ではあるのですが、僕は、この150年のタイムロスのことを考えるのです。僕も、正直に言えば、どの生き物もさばけるとか、植物のことを何でも知っているというほどではないのです。常に分からなければ勉強をするけれども、それでは自信回復とはならないのです。

ですから、二風谷でもやっていますが、例えば、若者たちが踊りや文化などを学ぶこと

も大事ですが、もう一つプラスアルファで、北海道の環境を守っていく知識を得ていくと
いいですか、アイヌ文化から、自然採取やアイヌの考え方、哲学を学んできた大学の先生
方もいるので、環境学を学ぶような取組が将来的にあるといいなと思いました。

僕らは自信のない世代だけれども、次の世代が、自分たちはこの大地の個性という文化
と一緒に生きているのだという誇りと自信を取り戻すために、何度も言いますが、技術的
な機動訓練の復活もあります、海外でも環境学が足りないという話を聞きますので、こ
れからの時代ですから、アイヌと自然環境という分野を学生たちが学ぶと。ウレシパでも
学生たちに教えていますけれども、人数が限られているし、阿部会長が言ったとおり、大
学に行けない人たちもいます。ですから、少しでも日常生活できるぐらいの補助をもらっ
て、3年間、知識を蓄える、そういう制度が札幌に登場してもいいのではないかと考えま
す。

これは1年や2年でできることではないかもしれませんが、多様性を語るこの世の中で、
私たちアイヌの子弟がそういう分野にも視野を広げていかなければいけないと思っていま
す。最終的に僕らが誇りを取り戻して、平等であるという発想ですね。この国の法律の下
で、平等であるという発想になり、アイヌがいて当然という社会をつくるには、やはり種
まきを始めていかなければいけないと思います。

阿部会長や多原さんの話を聞いて、今、こういうヘイトスピーチが行われるのは、無理
解だからです。そして、他のアイヌたちも、声を上げたくても、自分たちに自信がないの
です。でも、何年か積み重なって、ここが自分たちまで文化や知恵をつないできた大地だ
という誇りを取り戻したときは、また変わっていくと思うのです。

もう一つは、共生ということを、国から下ろされたイメージでよく語られます。皆さん
の意見を聞いてみなければ分かりませんが、もうそろそろ、アイヌから、自分たちから共
生のメッセージを出す時代にしていきたいと思うのです。

札幌市もこれだけの取組をしてくれているので、私たちからともに生きていまいしょう
という発信をするキャンペーンがあってもいいと思います。私たちが市民へ訴えるという
ことです。

国からおろされる共生社会とか共生文化は、理解はできますが、一般の市民たちに染み
込んでないし、アイヌたちが自分たちで発していないのです。時代が変わってもこの大地
でともに生きるのだというメッセージはどこかに必要な気がするのです。

ハワイも同じように土地の所有という概念がない文化ですけれども、彼らは、この大地
の平和的な考え方、この大地に残っている言葉の平和的な考え方、そういうものを自ら発
信しているのです。ですから、あれほどアメリカ資本が入ったオアフ島も、その土地に平
和的なメッセージがあるからこそ、いろいろな観光客を運んでくるのだと思いますし、あ
そこに住む人たちも平和的なイメージで生きられるのです。

僕の言うことはいつも抽象的で分かりにくいかもしれませんが、自分たち発信と、自分
たち発信をするための種まきのようなものを今後の計画の中で入れていけたならば、将来、

未来が変わるような気がするのです。今のままだと、過去のものを何とか自分たちが覚えて、それがアイヌだといって、そこに携われない人たちにとっては、この法律はなかなかうまく動いていかないような気がするのです。すばらしい案の説明を聞いて、そこも視野に入れてほしいと考えました。

○松久委員長 ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。

○阿部委員 先ほどのお話しした中で、2点ほど忘れたので、追加させていただきたいと思います。

私が札幌アイヌ協会に入ったのは40歳過ぎだったのですが、そのときに先輩たちが言っていたのは、お年寄りに老人ホーム、施設をつくってくれという要望だったのです。全道でそれに近いことをやって頑張っているところもありますが、札幌にはアイヌの老人ホームはないので、非常に大変な思いをされていると言われております。このことにしっかり対応していかなければいけないという思いがありますので、お願いをしておきます。よろしく願いいたします。

もう一つは、これも私が札幌アイヌ協会に入った頃から先輩たちが言っていたことですが、今、北海道の中でアイヌが一番たくさんいるのは札幌なのだという事です。ところが、今、共同利用館が問題になって、どうするかということになってはいますが、市内の南から北から東から西から来るとしたら、地下鉄に乗って、バスに乗って、本当に大変なのです。ですから、各区に、1部屋でも2部屋でもいいから、アイヌの集まる場所を何とかつくってもらいたいという思いがあります。

この2点も先ほど言わなければいけなかったのですが、委員長、申し訳ありません。よろしく願いします。

○松久委員長 ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。

○本田委員 地域計画素案の1枚目に、今の課題について書かれています。「高齢者（エカシ・フチ）が有する貴重な知識や経験が失われていくことが危惧される状況となっている。」というのは、本当に書かれているとおりに感じますが、危惧されているけれども、それをしっかりと次の世代に伝えていくためのシステムが構築されていないところが大きな課題だと私は思っています。

今回の計画も、大変立派にまとめていただいていると思うのですが、本当の意味でアイヌ民族に資するための政策がどれだけあるのか。これまでもそうでしたが、どうしても市民理解ということが大きな部分を占めているように感じます。私は、特にアイヌの交付金はアイヌ民族のために使われないといけないうとずっと考えていますので、それを本当に大事にして練っていただきたいという思いがあります。

ただ、先ほどから出ているように、市民理解とか国民理解が深まっていかないと、やはりヘイトの問題は起こってきてしまうと思います。多原委員が本当にご苦労されていることはよく分かっていますし、お一人で全部を受け止めていらっしゃる苦しさが伝わってくるわけです。やはり、私たちがちゃんとしなければいけないと思っています。

最近、アイヌへのヘイトの中でも、マイクロアグレッションというものがあります。今までのような露骨な発信ではないので、多数者は気づかなくて無自覚なのだけれども、受ける側は、細かい傷がいつぱいついて血を流しているという状況が生まれていまして、それも大きな問題だとして北大のアイヌ・先住民研究センターが発信されています。

私も本当にそのとおりでと思うのですが、今回、北大で中心となって推進して下さっている北原先生に、ウレシパクラブで勉強会をしていただきました。その前に、北大が出している『アイヌ・先住民研究』という報告書が刊行されており、論文ではないものも含めて4つの文章が載っていて、それを学生全員が事前にしっかり読んで、事前に自分たちで学習会をやり、しかも、それぞれについて概要をまとめ、コメントを書き、それから学習会に臨むということをしました。そのことによって、理解が随分と深まったと思います。

ウレシパクラブは、アイヌ民族の学生とそうではない学生と一緒にアイヌ文化を勉強していて、しかも、今は多数者がアイヌではない学生になっているという当初とは違った形態になってきて、うちこそ本気でこれをやらなければいけないと考えて、学習を進めてきました。

さらには、大学としてやらないと駄目だろうと考えるようになりました。恐らく、アイヌ民族であることを表に出している学生が一番多く在籍している大学ですが、教職員の理解が進んでいなくて、立ち上げのときはものすごく大変だったのです。それでもあなたは大人なのかという態度を大学の教員が取るわけですね。それで、学生たちもすごく傷つくということがあったのですけれども、私自身、みんなで頑張って耐えてきたというところに安住していたなど、最近、とても反省していまして、今、学内のSD研修で、うちの学内の教職員の理解を深めるための研修を開きたいと申入れをして、今年度中にやることになっています。

たとえば、アイヌの学生も、そうではない学生も、アイヌのことをやっているということで、差別的な目があるのです。えっ、そんなことをやっているのと周りの学生や友達から見られるということもあるのです。アイヌだけではなくて、アイヌに関わる周辺の間人もまた差別を受けるという状況が、今、日本の社会にあるわけですから、それについての研修を学内でやるということで私も動いています。

ですから、小さな学習会、研修会をたくさんつくって行って、今の社会が考えるのは当たり前だという雰囲気やせひともつくっていきたくて思っております。

この委員の皆様も、今、そういうことが本当に求められている時代であること、アイヌ文化に注目が集まってよかったねと単純に喜んでいる状況ではないのだということをご理解いただき、一緒に進めていただければと思います。

○松久委員長 ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○松久委員長 事務局から何かございますか。

○事務局(大屋アイヌ施策課長) 貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。

した。

ご意見を踏まえまして、国との調整を行いながら、次期計画の案を提出してまいりますので、引き続きよろしく願いいたします。

3. その他

○松久委員長 本日予定しておりました議題は以上となりますが、皆様方から情報提供などございませんでしょうか。

○本田委員 アイヌ文化を理解していただくという一環で、12月3日に本学でウレシパ・フェスタを開催します。

もう早いもので14回目になったのですけれども、学生たちが、たくさんの舞踊発表クラス、この間、勉強してきた内容を展示するということをして、それについての解説もちゃんとやります。

しかも、今回の一番のメインは、旭山動物園をV字回復させた立役者である小菅元園長先生に来ていただきます。私は、数年前にヒグマックスというヒグマのことを一日語るというすごく面白いイベントに参加させていただいたのですけれども、そのときに小菅先生と対談させていただきました。私自身、それがとても楽しくて、聞いてくださった方も楽しかったとおっしゃってくださったのですが、私は小菅先生とお話をしていてアイヌのエカシと話しているときと似たような感覚を持ちました。動物をリスペクトしなければいけないという感覚が物すごく強い方で、こういう方だから旭山動物園は回復したのだなと確信を持ったのですけれども、それを聞いていたうちの学生が、あの話もう一度聞きたい、小菅先生を呼びたいと言ったのです。ウレシパ・フェスタに来ていただく先生はいつも学生が決めるのですけれども、それで小菅先生に来ていただくことにしました。

ましてや、今、熊や鹿は害獣扱いされています。アイヌ文化ではとても大事な存在であるにもかかわらず、害獣扱いされて、殺してしまえという空気感が生まれてきている中で、アイヌ文化を学ぶ私たちは、そういう大事なカムイたちとどういふふうに向き合うべきなのかということをお菅先生と一緒に考えたいと思いました。

私自身も、今の状況をどう理解していいのかわからなくて悩んでいるところも多いので、そういう問題提起と、皆さんで考える機会として設けましたので、ぜひともお越しいただき、また、皆様にお声かけいただければありがたく思います。

何とぞ、よろしく願いいたします。

○松久委員長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○松久委員長 それでは、事務局から事務連絡をお願いいたします。

○事務局(大屋アイヌ施策課長) 改めまして、本日は、大変貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。

本田委員から紹介がありましたウレシパ・フェスタは、ぜひ私も参加させていただきたいと思っておりますし、もし差し支えなければ、学内で行われる研修も傍聴させていただければ大変うれしく思います。

次回の委員会ですけれども、来年の3月下旬頃の開催を予定しております。次期地域計画の最終的な内容の報告や、来年度の取組内容についての説明を予定しております。

それから、共同利用館後継施設の検討につきましても、今後、部会において本田部会長と多原委員のご参加などもいただきながら並行して行っていく予定ですので、その議論の内容につきましても報告させていただきたいと考えております。

引き続き、ご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは以上になります。

4. 閉 会

○松久委員長 本日は、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和5年度第2回札幌市アイヌ施策推進委員会を終了します。

お疲れさまでした。

以 上